

事 務 連 絡

令和3年9月10日

市内各小中学校長 殿

スポーツ少年団長 殿

宜野湾市教育委員会

教育長 知念 春美

(公印省略)

緊急事態宣言期間中の部活動およびスポーツ少年団の活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者は、減少傾向にありますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。部活動およびスポーツ少年団等の活動については、令和3年8月27日付 事務連絡 にて通知したところですが、**9月13日（月）から9月30日（木）までの期間中の対応は、**下記のとおりといたします。

つきましては、貴校職員等へ周知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 9月13日（月）から9月30日（木）までの期間中の部活動等は原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。
 - (1) 全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
 - (2) 九州・全国の予選を兼ねる大会及びコンクール等に限り、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。但し、スポーツ少年団の活動については、緊急事態宣言期間中(9/13～30)のスポーツ少年団の活動についてをご確認ください。
 - (3) 上記(1)(2)において練習が許可された場合、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。
- 2 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- 3 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。部活動を再開する場合、またはスポーツ少年団の活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。
- 4 練習試合・合同練習・合宿等を行わない。
- 5 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。